

平成26年(く)第24号

再審請求人 守 大 助

2017(平成29)年10月2日

進行に関する意見書

仙台高等裁判所第1刑事部 御中

弁護人 阿 部 泰 雄

弁護人 小 関 眞

弁護人 花 島 伸 行

弁護人 松 浦 健 太 郎

弁護人 堀 井 実 千 生
外

- 1(1) 弁護人は、平成28年1月19日付け事実取調請求書において土橋均、志田保夫及び池田正行の証人尋問を求めたが、裁判所は、平成29年7月18日の三者協議において事実取調べを行う考えがないことを明らかにした。
- (2) 本件では土橋鑑定が確定判決における事件性認定の決定的証拠として位置付けられるところ、原決定は、土橋鑑定の素直な解釈として導かれる同鑑定の本来の意味、ないしは確定判決が前提としていた同鑑定の評価を変えて再審請求を棄却した。しかし、土橋が、同人による鑑定について原決定のような評価変えを是認していると認めるべき証拠はない。

土橋鑑定について原審のようなアクロバティックな評価変えを行わなければならなかったこと自体、同鑑定の信用性が既に大きく損なわれていることを示すものといえるが、鑑定を実施した本人が認めていない鑑定の読み方を、本人の意見を聴くことなく裁判所が独自に行うことには、手続的観点からも重大な問題がある。

よって、土橋吏員の証人尋問、及び、土橋鑑定信用性に関わる証人として志田保夫の証人尋問を実施すべきである。

- (2) また、本件では、病態症状論に関する新証拠として弁護人から池田正行医師の意見書が提出されているが、原決定は、十分な経験と実績のある池田医師から直接意見を聴くことができるにもかかわらず、これを行わないまま同人の医学的見解を論難し、同意見書に基づく弁護人の主張を排斥した。

しかし、このような審理のあり方は、通常の審理では考えられないことである。

裁判所は、原審における審理の誤りを正し、速やかに池田正行の証人尋問を実施すべきである。

- 2 弁護人は、平成28年1月19日付け証拠開示命令申立書（1）及び同年12月2日付け証拠開示命令申立書（2）において、十分な理由を示して各申立書記載の証拠開示を求めたが、裁判所は平成29年7月18日の三者協議において証拠開示命令を発する考えがないことを明らかにした。

本件における証拠開示の必要性については、これまでも述べてきたところであり、本書面では敢えて詳論しない。しかし、近年、各地で展開されている再審事件において、証拠開示に積極的な裁判所とこれに消極的な裁判所との格差はますます顕著なものとなっている。再審の審理について裁判所に手続的裁量があるとしても、無辜の救済という再審制度の目的に照らして、係属した裁判所の違いにより格差の生じることが許されるはずがない。検察官は、特段の理由もなく任意の証拠開示を拒否している。裁判所は、速やかに、検察官に対する証拠開示命令をなすべきである。

- 3 弁護人は、三者協議の実施を求める。

裁判所は、平成29年7月18日の三者協議にて、弁護人からの文書の提出に期限を設けた上、平成29年度中に裁判所の判断を示す旨を宣言した。しかし、必要性がある場合に三者協議を行うべきことは当然である。

弁護人は、上記三者協議の後、平成29年7月31日付け補充意見書（池田医師の同年6月25日付け意見書を踏まえたもの。）、同年10月2日付け補充意見書及び新屋達之福岡大学教授の意見書を提出したが、本件が医学的・化学的専門性が高く、法律的にも新しい論点を含む事案であることを考えれば、最低限、弁護人提出の各書面の意味内容について理解に齟齬が生じることのないようにするため、三者協議を実施する必要がある。

以上